

水銀廃棄物に係る廃棄物処理法の改正について
～水銀使用製品産業廃棄物等の処理～

H30. 1. 19 熊本県循環社会推進課

1 廃棄物処理法の改正

平成 29 年 6 月 29 日に廃棄物処理法施行規則の一部を改正する法律が公布され、同年 10 月 1 日に施行されました。これにより「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」の処理基準が定められ、許可においてその取扱いを明らかにすることとなりました。
(具体的な製品等は別添資料を参照)

主な処理基準は以下のとおりです。(正確な表現は条文にあたってください。)

- ・水銀含有ばいじん等の処分は水銀が大気中に飛散しないようにすること。
- ・水銀使用製品産業廃棄物は他の物と混合しないように収運、保管すること。
- ・水銀使用製品産業廃棄物の処分は水銀が大気中に飛散しないようにすること。
- ・水銀使用製品産業廃棄物は安定型最終処分場に埋め立ててはならない。

2 熊本県の取扱い

(1) 対応状況

改正法の施行に伴い、産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可証に水銀使用製品産業廃棄物等の処理が可能であるか記載する必要がありますが、平成 29 年 10 月 1 日の時点で水銀使用製品産業廃棄物等を取り扱っており、現在の処理基準を遵守できる場合は許可証の書換は不要としています。

このため、許可証の書換を行う機会に状況を確認し、上記のとおりと認められれば変更許可は不要として、取扱い品目に水銀使用製品産業廃棄物等の処理が可能である旨を記載します(変更許可不要)。ただし、処分にあたっては水銀が大気中に飛散しないようにする必要があることから、県において関係する処分業者の方々に、作業環境や排気口における水銀濃度を確認するよう依頼しているところです。

(2) 「蛍光ランプの選別」に係る考え方

特に、水銀使用製品産業廃棄物である廃蛍光ランプの処理については、複数の問い合わせがあっていたので、以下のとおり整理したところです。

- ・ランプ類(蛍光ランプ、HID ランプ、放電ランプ)など単体で水銀使用製品産業廃棄物であるものは、処理基準に基づき他の廃棄物と混合して保管・運搬してはならないことから、これを“選別”処分することはあり得ません。
- ・1 台のトラックに別々の容器で積んだ廃棄物を“混廃”として取扱い、1 枚のマニフェストで排出する行為は虚偽記載にあたる可能性があります。
- ・ランプ類を緩衝材から手作業で取り出す行為など手作業の選別行為(手選別)は中間処理とは認められません。手選別は収集運搬業における積替保管行為又は処分の前処理の範疇です。

(裏面に続く)

(3) 今後について

(2)により、水銀使用製品産業廃棄物である廃蛍光ランプ単体を“選別”で処分することはできません。しかし、梱包材等に出し入れする作業(手選別)を行わなければならない事業者の方々に対応するため、御希望に応じ、収集運搬業における積替保管について協議をお受けします。(許可を確約するものではありません。あらかじめ御了承ください。)

このため、積替保管の許可取得を希望する事業者の皆様は、管轄の保健所へ速やかに事前協議の御連絡をお願いします。特に、更新時期が近かったり、役員の変更を予定されたりしている場合は、至急御相談いただきますようお願いします。

○廃蛍光ランプの処理を行う場合の手続きフロー

